

高架下利用計画について

高架下利用計画については、関係法令及び通達に従い、高速道路会社、関係地方公共団体等の要望や意見を聴取した上で、高架下占用が、土地利用計画、土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要と認められる場合であって、道路管理上支障がない場合に認められるものであることに留意して策定するものとする。

今回の審議事項である高架下利用計画は、以下のとおり首都高速道路株式会社管内4件、中日本高速道路株式会社管内1件、西日本高速道路株式会社管内1件、阪神高速道路株式会社管内4件で、合計は10件となっている。

今回の審議事項一覧

| | 高架下利用計画(案)名称 | 高架下利用部分 | 占用用途 | 占用主体 | 占用開始 予定時期 |
|---|--|-------------------|---------------------|-------------|--------------|
| 1 | 都道首都高速4号線高架下利用計画 (渋谷区区間)(案) | 代々木高架下 | 自動車駐車場及び 自動二輪駐車場 | 首都高速道路(株) | 平成19年1月 |
| 2 | 都道首都高速9号線高架下利用計画 (江東区区間)(案) | 木場高架下 | 自動車駐車場及び 自動二輪駐車場 | 首都高速道路(株) | 平成19年1月 |
| 3 | 神奈川県道高速湾岸線高架下利用計画 (横浜市区間)(案) | 杉田高架下及び磯子高架下(磯子区) | 自動車駐車場 | 首都高速道路(株) | 平成19年1月 |
| 4 | 横浜市道高速1号線高架下利用計画 (横浜市区間)(案) | 鶴屋高架下(神奈川区) | 自動二輪駐車場 | (財)首都高速道路協会 | 平成19年1月 |
| 5 | 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 高架下利用計画(三重県三重郡川越町区間)(案) | 川越東高架橋下 | 自動車駐車場 | 中日本高速道路(株) | 平成19年2月 |
| 6 | 一般国道478号(京滋バイパス) 高架下利用計画(京都府久世郡久御山町区間) (案) | 西一口高架橋下 | 広場 | 京都府久世郡久御山町 | 平成19年1月 |

| | | | | | |
|----|--|------------------|------------------|-------------|-------------|
| 7 | 大阪府道高速大阪池田線高架下利用計画 (大阪市及び豊中市区間) (案) | 福島高架下 (大阪市福島区) | 自動車駐車場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 3 月 |
| | | 箕輪高架下 (豊中市) | 自動車駐車場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 3 月 |
| 8 | 大阪府道高速湾岸線高架下利用計画 (大阪市及び堺市区間) (案) | 北港高架下 (大阪市此花区) | 自動車駐車場及び 資材置場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 4 月 |
| | | 中島高架下 (大阪市西淀川区) | 資材置場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 3 月 |
| | | 港晴高架下 (大阪市港区) | 自動車駐車場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 3 月 |
| | | 浜寺諏訪森西高架下 (堺市西区) | 資材置場 | (財)阪神高速道路協会 | 平成 19 年 2 月 |
| 9 | 兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画 (尼崎市区間) (案) | 末広町高架下 | 自動車駐車場及び 資材置場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 5 月 |
| 10 | 神戸市道高速道路 2 号線高架下利用計画 (神戸市区間) (案) | 横尾高架下 (須磨区) | 自動車駐車場 | 阪神高速道路株 | 平成 19 年 3 月 |

<参考>

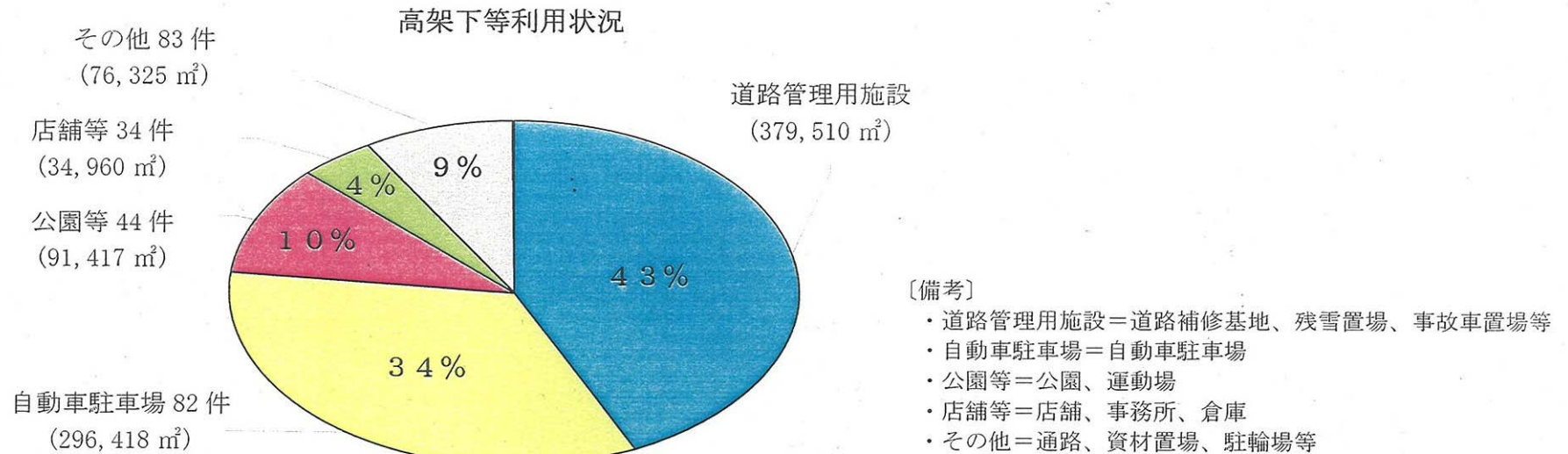
高架下利用の現状（首都高速道路・阪神高速道路）

1. 首都高速道路の現状

首都高速道路は、都心部の自動車交通の渋滞緩和を目的として建設された自動車専用道路であり、一般道路との平面交差がないよう高架、半地下、トンネルなどの構造形式が用いられております。

高架構造部分は、現在供用している 286.8 km のうち、高架部分が 234.9 km で全体の 82% を占めており、利用できない街路や河川などを除きますと利用可能な面積は約 90 万 m² となり、このうち、約 88 万 m² (98%) が既に利用されております。

現在利用している約 88 万 m² の状況を分類すると、道路補修基地、残雪置場及び事故車置場等で使用している道路管理用施設は約 38 万 m² で全体の 43%、自動車駐車場は約 30 万 m² で全体の 34%、公園及び運動場は約 9 万 m² で全体の 10%、店舗、事務所及び倉庫は約 3 万 m² で全体の 4%、その他通路、資材置場及び駐輪場等は約 8 万 m² で全体の 9% となっております。

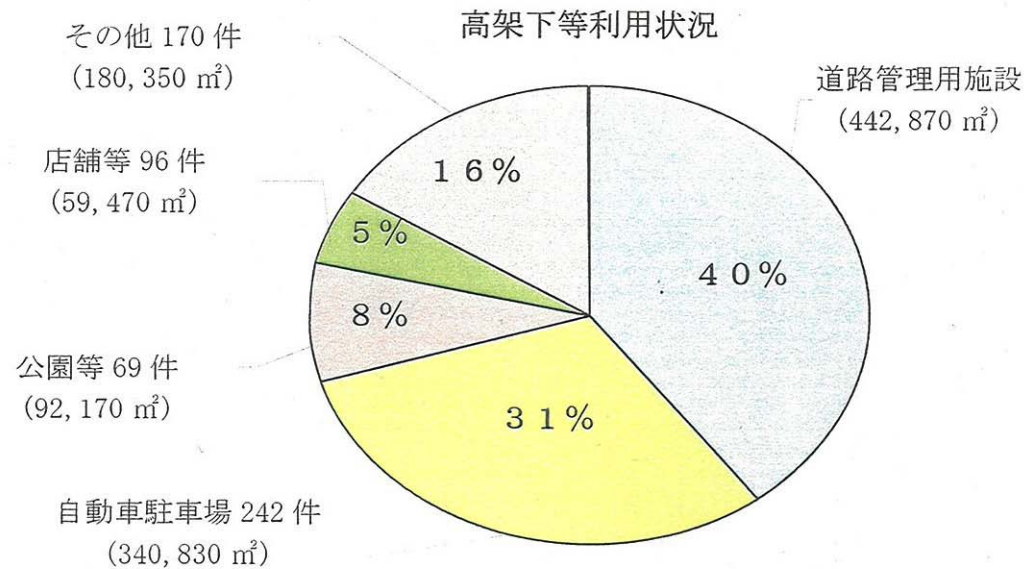


2. 阪神高速道路の現状

阪神高速道路は、都心部の自動車交通の渋滞緩和を目的として建設された自動車専用道路であり、一般道路との平面交差がないよう高架、半地下、トンネルなどの構造形式が用いられております。

高架構造部分は、現在供用している 233.8 km のうち、高架部分が 201.0 km で全体の 86% を占めており、利用できない街路や河川などを除きますと利用可能な面積は約 140 万 m^2 となり、このうち、約 111 万 m^2 (79%) が既に利用されております。

現在利用している約 111 万 m^2 の状況を分類すると、道路補修基地、残雪置場及び事故車置場等で使用している道路管理用施設は約 44 万 m^2 で全体の 40%、自動車駐車場は約 34 万 m^2 で全体の 31%、公園及び運動場は約 9 万 m^2 で全体の 8%、店舗、事務所及び倉庫は約 6 万 m^2 で全体の 5%、その他通路、資材置場及び駐輪場等は約 18 万 m^2 で全体の 16% となっております。



【備考】

- ・道路管理用施設＝道路補修基地、残雪置場、事故車置場等
- ・自動車駐車場＝自動車駐車場
- ・公園等＝公園、運動場
- ・店舗等＝店舗、事務所、倉庫
- ・その他＝通路、資材置場、駐輪場等